

(2) 公認パトロール検定の改正内容について

受検資格について、現状の資格所有者の他、スノーボード級別テスト 1 級（スノーボードプライズ含む）に合格した者またはスノーボード準指導員以上の資格が有効な者が受験可能。

また、赤十字救急員認定証の交付を受け、検定会までに赤十字救急員認定証の提出ができる者、又は専科教育救急科修了者（消防学校において、250時間以上の教育を受けた者）で、検定会までに修了証の提出ができる者、又は現状の資格所有者の他、歯科医師の資格を有し、検定会申込時に免許状の提出ができる者が受験可能。

※ 530 公認スキーパトロール検定規程

531 公認スキーパトロール検定基準と実施要項参照

⇒ SAJHP ライブラリー「規約・規程」内に掲載

(3) 教育本部資格更新認定事業について

※別紙参照

(4) バッジテスト受験時の暫定会員登録について

525 公認スキーバッジテスト規程、受検資格 第 11 条(2)において、プライズテスト受検者は、受検する年度の SAJ 会員登録を完了していること（暫定会員含む）とあり、11 条内の暫定会員とは、当該年度において、級別テスト 1 級合格者で SAJ 未登録の場合、暫定登録をした者で、同年にプライズテストを受検する者を指すことであり、当該年度以前に 1 級またはテクニカルを取得した者がプライズテストを受検する際は、事前に SAJ 登録を完了していなければ、受検資格がないものとされる。